

第三号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止について

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成十五年徳島県条例第五十号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 廃止前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（以下「旧電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例」という。）第二条第一項に規定する発行手数料及び旧電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例第三条第一項に規定する情報提供手数料であつて、この条例の施行の日においてまだ納付されていないものについては、なお従前の例による。

（徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

（徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例第二条第一項の規定による発行手数料の徴収及び同条第二項の規定による発行手数料の指定認証機関への納付に係る事務は、各市町村が処理することとする。

提案理由

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部が改正され、公的個人認証サービスに係る県の事務が地方公共団体情報システム機構に移管されることに伴い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。